# 宇和島市食品ロス削減推進計画



令和4年3月宇 和 島 市

# 目 次

第		
1	計画策定の趣旨	
(1	) 課題	1
(2	2) 削減に向けた世界の動き	2
(3	3) 削減に向けた国及び県における取組み	2
	↓)本市の取組み┈┈┈┈┈	
2	計画の位置付け	····· 5
3	計画期間	5
第	2章 宇和島市における食品ロス等の現状と課題	
1		
2	· • · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
3	事業系食品ロス	······7
4		
5	本市における課題	11
第	3章 目指すべき将来像と目標	
1		12
2	目標	12
第	4章 推進施策	
1		
2	基本方針に基づく施策の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	) 未利用食品等の有効活用	
(2	2) 食品関連事業者における食品ロス削減	······· 15
(3	3) 教育及び消費者等への普及啓発	15
	l) 実態調査並びに情報の収集	
(5	5) 食品廃棄物の資源循環の推進	15
3	重点施策	17
第	5章 各主体の役割	
	市民(消費者)の役割	
	事業者の役割	
	│) 農林漁業者	
	2) 食品関連事業者	
(3	3) その他事業者	······21
3	フードバンク活動団体、関係団体(福祉関係団体等)の役割	······21
1	古の役割	21

# 第6章 計画の推進

1	関連する施策との連携	.22
2	推進体制の整備	22
3	計画の進行管理	22
4	成果指標	22

# 第1章 総論

#### 1 計画策定の趣旨

#### (1)課題

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階で日常的に廃棄され、大量の食品ロス<sup>1</sup>が発生しています。国内の食品ロス量は、年間約600万トン(平成30年度推計)と推計されており、そのうち、事業系食品ロス量が324万トン、家庭系食品ロス量が276万トンとなっています<sup>2</sup>。

世界では飢えや栄養不良で苦しんでいる人々は約8億人3いると推計されており、これは世界人口の9人に1人に相当します。今後人口増加に伴い食糧危機が深刻化するとされる一方で、令和元年度の食料自給率(カロリーベース)で38%4と先進国の中でも最低水準にある我が国では、食品を海外から大量に輸入しながらも、大量の食品を廃棄している状態にあります。

また、食料を生産するためには多くのエネルギーを必要としており、食料の生産に伴う CO2 排出量は、世界全体の排出量の約25%を占めるとされている中、廃棄される食料の ためにもCO2 が排出されており5、エネルギーの無駄や地球温暖化の要因ともなっています。

食品ロスの削減は、世界的な課題であるとともに、食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存する我が国において、私たちが真剣に向き合わなければならない喫緊の課題となっています。

このため、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することも含め、できるだけ食品として活用することが重要です。

食品ロスの削減により、家計負担や地方公共団体の財政支出の軽減、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることも期待されます。

加えて、我が国には、「もったいない」という意識を始め、食前食後に口にする「いただきます」、「ごちそうさま」といった言葉があり、これらには食べ物、それを育んだ自然の恵み、作ってくれた人への感謝が込められています。家庭の外で出された食事の残りを「折り」に詰めて持ち帰り、家庭で味わう習慣もあり、食品口スを削減する取組みは、こうした我が国の食に関わる文化を再確認することにもつながります。

<sup>1</sup>本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>農林水産省及び環境省「平成30年度(2018年度)推計」

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup>国際連合食糧農業機関(FAO)「the STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD」(2019)」

<sup>4</sup>農林水産省「令和元年度食料需給表」食料自給率(カロリーベース) 38%

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup>Food and Agriculture Organization (2013), Food wastage footprint: Impacts on natural resources

#### (2)削減に向けた世界の動き

2015 年(平成 27 年)9月の国際連合総会では持続可能な開発目標<sup>6</sup>(SDGs:Sustainable Development Goals)を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「目標 12.つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する」において、「2030年までに小売り消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料



廃棄を半減する」という具体的な削減目標が掲げられており、食品ロスの削減は国際的に も重要な課題となっています。

#### (3)削減に向けた国及び県における取組み

2019年(令和元年)10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」という。)が施行、2020年(令和2年)3月には、食品ロス削減推進法第11条に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定され、我が国における食品ロス削減のための目指すべき方向が示されました。 都道府県は、基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を、市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画をそれぞれ定めるよう努めなければならないものとされているほか、基本方針は、事業者、消費者等の取組みの指針ともなっています。

このような状況を踏まえ、愛媛県では 2021 年(令和3年)3月に、食品ロス削減推進法第12条第1項の規定に基づく愛媛県食品ロス削減推進計画を策定しました。

#### (4)本市の取組み

本市においても、循環型社会や低炭素社会の実現のため、宇和島市が誇る豊かな海の幸、山の幸などの食材を無駄にせず、「もったいない」の精神を活かした市民一丸となった食品ロス削減運動を積極的に展開するため、宇和島市環境基本計画や宇和島市食育プラン(第3次)等に食品ロスの削減を盛り込み、食品ロス削減対策を実施しております。



じゃこ天



鯛そうめん



鯛めし

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup>2001 年に策定されたミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)の後継として、2015年9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にて記載された2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標

#### 【本市における食品ロスの取組みの現状】

#### 〇おいしい食べきり運動推進店登録制度

おいしく食べきる取組みを実践する飲食店、宿泊施設等を募集し、応募のあった事業所を「おいしい食べきり運動推進店」として登録。市の啓発用のチラシやポップを送付し、登録店の名称や取組内容を市ホームページ等で紹介。 2019 年(令和元年)9 月から登録開始し、2021 年(令和3年)11 月30 日現在3店舗登録。



#### ○食品ロス削減に向けた意識啓発及び広報活動

・3010 運動の推進

乾杯後30分間とお開きの10分前になったら自分の席に戻って食事を楽しみ、宴会時の食品ロスを減らす運動「3010(サンマルイチマル)運動」を推進。

市政広報番組の作成

2019 年度(令和元年度)に市政広報番組「食品ロスを減らそう!3010(サンマルイチマル) 運動について」を放送。3010 運動の推進や食品ロス削減の実践を呼びかけ。YouTubeで配信。

・10 月の食品ロス削減月間、10 月 30 日の食品ロス削減の日の広報活動 広報誌に食品ロス削減月間に合わせて食品ロス削減 PR 記事を掲載。

#### ○フードドライブ、フードバンク活動の普及促進

・市内で行われたフードドライブ活動への協力・連携。

「フードドライブ」とは、家庭等で余っている食品を持ち寄り、フードバンク活動団体が子ども食堂や福祉施設等食支援を必要とされている方に寄付する取組み。



市内で実施されたフードドライブの様子

#### ○愛媛県家庭系食品ロス実態調査への協力

2020年度(令和2年度)に実施された家庭系食品ロス実態調査について、サンプルの提供等を行い、本市における家庭系食品ロス発生量を把握。

<愛媛県家庭系食品ロス実態調査>

- ·調査対象:3市1町(今治市、伊予市、松前町、宇和島市)
- ・調査内容: 可燃ごみのうち食品廃棄物の内訳(直接廃棄、食べ残し、調理くず)
- 実施期間: 2020 年(令和 2 年) 9 月 21 日、28 日、29 日

〇「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」への参加による加盟自治体との連携「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」は、「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する普通地方公共団体により、食品ロスを削減することを目的として発足。2021年(令和3年)9月14日現在、本市を含む434自治体が参加。

#### 〇出前講座の実施

ダンボールコンポストを使った生ごみリサイクルの講習会を開催。3R(スリーアール)の推進や食の循環について食育活動と連携し市内小学校や保育所等への出前教室、市民向け講習会を実施。

#### 〇生ごみ処理機・コンポストの利用促進(資源循環の推進)

各家庭から排出される生ごみの減量化・再資源化のため、生ごみ処理機と生ごみ処理容器を設置する家庭に対して補助金を交付。(生ごみ処理機等設置費補助金)

表1 補助の内容

補助対象	補助率	限度額	
生ごみ処理機		30,000 円	1 基/6 年度
生ごみ処理容器	1 /0	5,000 円	1 基/1 年度
ダンボールコンポスト(一式)	1/2	1,000 円	1 セット/1 年度
ダンボールコンポスト(基材)		500円(1,500円)	3個(セット)/1年度

表2 令和2年度補助金交付実績

補助対象	補助件数	申請人数	補助金額
生ごみ処理機	19 基	19 人	471,600 円
生ごみ処理容器	9 基	9 人	25,100 円
ダンボールコンポスト(一式)	0 セット	0人	0円
ダンボールコンポスト(基材)※	9 個	3 人	3,300 円
合計	_	31 人	500,000 円

<sup>※1</sup> 世帯あたり 1 年度で 3 セット

#### 2 計画の位置付け

本計画は、消費者、事業者、関係団体及び行政等の多様な主体が連携し、食品ロス削減の取組みを一層加速していくため、食品ロス削減推進法第 13 条第1項の規定に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」として策定するものであり、「宇和島市環境基本計画」や「宇和島市一般廃棄物処理基本計画」、「宇和島市食育プラン(第 3 次)」等の関連する施策との調和を図ることとします。

また、食品ロスの削減はSDGsの「目標 12. つくる責任つかう責任」においても、重要な柱として位置付けられており、その達成に寄与する計画です。

#### 3 計画期間

本計画は、2022 年度(令和 4 年度)から 2026 年度(令和 8 年度)までの 5 年間を計画期間とします。



※本計画における国の数値は、農林水産省「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」(令和3年9月)、県の数値は、愛媛県食品ロス削減推進計画を参照

# SUSTAINABLE GOALS



# 第2章 宇和島市における食品ロス等の現状と課題

#### 1 宇和島市における食品ロスの発生状況

本市の食品廃棄物の年間発生量は10,482トンと推計され、そのうち23.3%に当たる2,443トンが食品ロス量と推計されています。

また、本市の食品廃棄物に占める食品ロスの割合は、国全体の割合(平成30年度推計で23.7%)および、愛媛県全体の割合(令和2年度推計で26.4%)より低い割合となっており、本市における食品ロス量は、県における食品ロス(5.1万トン)の4.8%を占めています。

		食品廃棄物の 年間発生量(t)	食品廃棄物のうち 可食部と考えられる量(= 食品ロス量)(t)	食品廃棄物に占める食品ロスの割合
<b>宁</b> 和自士	家庭系	4,820	1,312	27.2%
宇和島市 (R2 推計)	事業系	5,662	1,131	20.0%
(代2 1年前1)	合計	10,482	2,443	23.3%

表3 宇和島市における食品ロス量等

本市における食品ロス 2,443 トンのうち、53.7%にあたる 1,312 トンが家庭系食品ロスであり、残りの 46.3%にあたる 1,131 トンが事業系食品ロスとなっています。国全体の食品ロスの発生状況は、家庭系食品ロスが 46%、事業系食品ロスが 54%、県全体の食品ロスの発生状況は、家庭系食品ロスが 60%、事業系食品ロスが 40%となっており、宇和島市の食品ロスは、愛媛県全体と同様に、全国と比較して家庭系食品ロスの割合が高くなっています。

また、本市全体の食品ロス量である 2,443 トンを市民1人あたりに換算すると、1日 91.2g、 年間 33.2kg となります。

市民 1 人あたりの食品ロス量

一日 約 91g(家庭系: 49g、事業系: 42g)年間約 33 kg

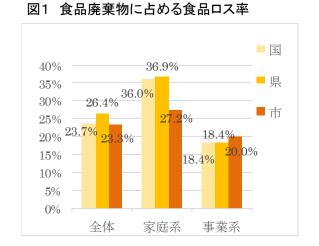


図2 食品ロス量の内訳



#### 2 家庭系食品ロス

2020年(令和2年)9月に本市で行われた一般廃棄物のごみ袋開封による家庭系食品ロス組 成調査の結果より、家庭系食品廃棄物の発生量は4.820トン、そのうち家庭系食品ロスの発生 量は 1.312 トンと推計されました。

家庭系食品廃棄物に占める本市の食品ロスの割合は 27.2%であり、国の 36.0%及び県の 36.9%と比べて低い割合となりました。

表4 宇和島市における家庭系食品廃棄物及び食品ロスの年間発生量

		食品廃棄物の	
	:		食品ロス量
		(A)	(B)
宇和島市	家庭系食品廃棄物の発生量(t)	4,820	1,312
(R2推計)	食品廃棄物発生量に対する割合(B / A)	_	27.2%

家庭系食品廃棄物の内訳をみると、「直接廃棄」が 18.0%、「過剰除去、食べ残し」が 9.2%、 「調理くず他」が 72.8%となっており「直接廃棄」の割合が国の 14.1%7及び県の 15.2%と比較す るとやや高くなっています。

直接廃棄 18.0% 食品ロス 27.2% 過剰除去、 食品廃棄物量 食べ残し 9.2% 約 4,820トン 調理くず他 72.8%

図3 宇和島市家庭系食品廃棄物の内訳

#### 3 事業系食品ロス

愛媛県が実施した 2020 年度(令和 2 年度)の事業系食品ロス実態調査の結果や、国が公表し ている各種統計調査をもとに、本市における事業系食品ロスの発生量を推計しました。本市の年 間事業系食品廃棄物の発生量は、5,662トン、そのうち事業系食品ロスの発生量は 1,131トンと 推計されました。

<sup>「</sup>環境省「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査」報告書(令和元年度)参考

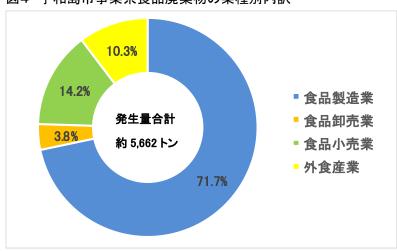
事業系食品廃棄物に占める食品ロスの割合は、本市では 20.0%であり、国の 18.4%及び県の 18.4%と比べやや高い割合となりました。

表5 宇和島市における事業系食品廃棄物及び食品ロスの年間発生量

		食品廃棄物の	
	:		食品ロス量
		(A)	(B)
宇和島市	食品関連事業所全体の発生量(t)	5,662	1,131
(R2推計)	食品廃棄物発生量に対する割合(B / A)	_	20.0%

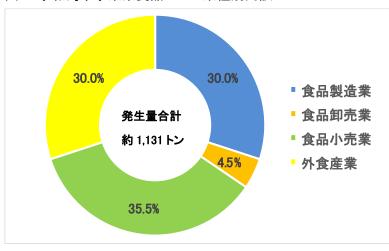
食品廃棄物の総量に占める各業種別の発生割合は、食品製造業71.7%、食品卸売業3.8%、 食品小売業14.2%、外食産業10.3%となっています。なお、発生割合を国及び県と比較すると、 愛媛県と同様に食品小売業の割合が高くなっています(国:7%、県:12.8%)。

図4 宇和島市事業系食品廃棄物の業種別内訳



また、食品ロス発生量の総計に占める各業種別の発生割合は、食品製造業30.0%、食品卸売業4.5%、食品小売業35.5%、外食産業30.0%となっており、業種別では食品製造業、食品小売業、外食産業の占める割合が高く、特に食品小売業の占める割合が国(20%)よりも高くなっています。

図5 宇和島市事業系食品ロスの業種別内訳



また、食品廃棄物に占める食品ロスの割合を業種別にみると、外食産業が58.1%、食品小売業が50.0%と高く、外食産業及び食品小売業においては食品ロスを削減する余地が大いに残されており、効果的な施策を展開する必要があると考えられます。

表6 食品廃棄物に占める食品ロス割合

		食品廃棄物の		
		年間発生量	食品ロス量	
	発生量( t )	5, 662	1, 131	
食品産業全体	食品廃棄物に占める		20.0%	
	食品ロスの割合	_	20.0%	
	発生量( t )	4, 062	339	
食品製造業	食品廃棄物に占める	_	8.3%	
	食品ロスの割合		0. 370	
	発生量( t )	213	50	
食品卸売業	食品廃棄物に占める	_	23. 5%	
	食品ロスの割合		20.070	
	発生量( t )	804	402	
食品小売業	食品廃棄物に占める	_	50.0%	
	食品ロスの割合		00.070	
	発生量( t )	583	339	
外食産業	食品廃棄物に占める	_	58. 1%	
	食品ロスの割合		33.170	

<sup>※</sup>端数処理をしているため発生量の総量が一致しないことがある。

#### 4 食品ロスに対する市民意識

食品ロスに関する市民意識や取組状況を把握するため、2021年度(令和3年度)に市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

#### (1)アンケート概要

- ·調査期間 ①2021 年(令和 3 年)5 月 30 日~6 月 13 日
  - ②2021年(令和3年)6月10日~6月30日
- ・調査対象 ①宇和島市民 1,000 人(無作為抽出により対象者を決定)
  - ②市 HP・SNS 等で周知し、意見を公募
- ・調査方法 ①郵送によるアンケート用紙の配布 及び
  - ①②Web による電子アンケート
- •回答数 430件(書面 346件 Web84件)
- ※宇和島市環境基本計画策定時の調査に合わせて実施

#### (2)アンケート結果

(ア)「愛媛県食品ロス削減推進計画(令和3年3月)」をご存じですか。

表7 愛媛県食品ロス削減推進計画の認知度

	人数(人)	割合(%)
知っている	86	20.5
知らない	262	62.4
聞いたことがあり、これから内容を把握したい	72	17.1

(イ)食品ロスを発生させない、減少させるために実践していることはありますか。

表8 食品ロス削減に取り組む市民の割合

	人数(人)	割合(%)
はい	220	57.1
いいえ	165	42.9

#### <具体例>

購入、注文した食材、料理は食べきる

人数、食べる量に合わせて必要な分だけの食材を購入

冷蔵庫内をチェックし、必要なものをメモしてから買い物に行く

1週間分の献立を考え、買い物をする

食べきれなかった分の料理は翌日食べる

賞味期限、消費期限の迫っているものから購入

料理が多い時にはおすそ分け

使い切れない食材は冷凍保存など保存方法の工夫

レシピの工夫

(ウ)食品ロスを発生させない、減少させるために、宇和島市に期待する、またはやってほしい施 策等はありますか。

#### <主な記載内容>

1 人用の食材や総菜、お弁当の販売促進期限の近づいた商品の割引の促進地産地消の場を広げるフードバンクの設置、必要な人への分配市民への食品ロスを発生させない意識の啓発飲食業や小売業、生産業における食品ロス削減量り売りの導入

多く作ってしまったおかずなどを分け合えるシステムづくり(SNS 上で呼びかけができるシステム)

#### 5 本市における課題

本市における食品廃棄物に占める食品ロスの割合は全国と比較して低く、事業系・家庭系別にみると、家庭系食品ロスの割合が低く、事業系食品ロスはやや高い割合となりました。食品ロスの発生量の内訳は、家庭系が53.7%、事業系が46.3%と愛媛県全体と同様に、本市においても全国と比較して家庭系食品ロスの割合が高くなっています。本市全体の食品ロス量を市民1人1日当たりに換算すると全国及び愛媛県と比較して少ない結果となりました。

家庭系食品ロスについては、食品廃棄物の内訳をみると国と愛媛県全体と比べ直接廃棄の割合がやや高い結果となり、家庭における食品ロスの削減の余地があることがわかります。

事業系食品ロスについては、「食品製造業」「食品小売業」「外食産業」で全体量の約95%を占め、これらの業種から多く排出されていますが、食品廃棄物中の食品ロスの割合は「食品小売業」と「外食産業」が高くなっています。また、本市の特徴として全国と比べ「食品小売業」から排出される食品ロスの割合が高くなっています。そのため、「食品小売業」と「外食産業」への取組みが事業系食品ロスの削減に効果的であると考えます。

令和3年度に実施したアンケート結果より、食品ロスに取り組む人の割合が全国と比較して低くなっています。また、小売店や外食産業に対する施策やフードバンクに関心があることがわかりました。

本市においては、市民1人1日当たりの食品ロスの発生量は家庭系・事業系ともに全国平均を下回っているものの、実際に食品ロス削減に向けて実践している人の割合が低く、食品ロス削減に向けて市民一人ひとりが「他人事」ではなく「我が事」として捉え、行動に移すことが重要です。

# 第3章 目指すべき将来像と目標

#### 1 目指すべき将来像

宇和島市が誇る豊かな海の幸、山の幸などの食材を無駄にせず、「もったいない」の精神を活かして市民一丸となり食品ロス削減運動を積極的に展開します。また、環境(食品ロス削減など)、人(障がい者支援など)、地域(地産地消など)をおもいやる消費行動を「おもいやり消費(エシカル消費)」として推進していきます。

また、豊かな食文化と食べ物を大切にする「もったいない」を再認識し、消費者、事業者、関係団体、行政等が協働のもと、循環型社会づくりと脱炭素社会づくりに資する食品ロス削減に取り組み、まだ食べられる食品については、できるだけ食品として活用し、それでも無駄になってしまった食品は資源への再生利用等環境負荷の少ない持続可能なまちの実現を目指します。

#### 2 目標

## (1)食品ロスの削減量

2026年度(令和8年度)までに、2020年度(令和2年度)比で食品ロス量の12%削減を目指します。

(食品ロス量: 2,443トンから 2,150トンに削減)

#### (2)食品ロス削減に取り組む市民の割合

2026 年度(令和 8 年度)までに、食品ロス問題を認知して削減に取り組む市民の割合を 80%にします。

(食品ロス削減に取り組む市民の割合:57.1%から80%に拡大)







### 【目標設定の考え方】

#### 1 国及び県の食品ロスの削減目標等

国の食品ロスの削減目標は、SDGsも踏まえて、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」(2018年(平成30年)6月閣議決定)、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(2019年(令和元年)7月公表)において、共に2030年度までに2000年度比で食品ロス量を半減させるという目標を設定しております。国の基本方針においても、これらの削減目標の達成を目指すこととされており、平均で毎年約1.7%(16.3万トン)ずつの削減が必要となります。

2000 年度の食品ロス量は、家庭系食品ロス 433 万トン(環境省)、事業系食品ロス 547 万トン(農林水産省)の合計 980 万トンとされており、これを 2030 年までに半減させること(490 万トン)が国の目標になります。国の 2018 年度(平成 30 年度)の食品ロス量は 600 万トンであり、目標達成には、2030 年度までの 12 年間で 110 万トンの削減が必要となります。

愛媛県の削減目標は、計画期間における推進目標として 2025 年度(令和 7 年度)までに、2020 年度(令和 2 年度)比で、国を上回る 10%削減を目標としており、毎年約2%ずつ削減を目指すこととしております。

#### 2 市の食品ロスの削減目標等

#### (1)食品ロス量の削減量

本市では実態調査による食品ロス量の推計年である 2020 年度(令和 2 年度)を基準年度とし、国の半減目標及び県の計画期間における推進目標に準じて削減目標を設定します。

国の半減目標を達成するには、2020 年度(令和 2 年度)から 2026 年度(令和 8 年度)までの 6 年間に約 9.7%の削減が(2020 年度(令和 2 年度)比)必要となります。

本市では 2030 年度の国の半減目標を見越して、2026 年度(令和 8 年度)までに、 食品ロス量の 12%削減(2020 年度(令和 2 年度)比)を目標とします。(毎年約 2%ず つの削減を目指し、2026 年度の目標食品ロス量は、2,150トンになります。)

#### (2)食品ロス削減に取り組む市民の割合

国の基本方針では、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%にすることを目標にしています。直近の消費者庁による調査(消費者庁「令和2年度消費者の意識に関する調査結果報告書」)では76.6%でしたが、2021年度(令和3年度)に市民を対象として行ったアンケート結果では57.1%と低く、また、国全体と比較して食品ロス全体に対する家庭系食品ロスの割合が高いことから、食品ロス問題を認知して食品ロス削減に取り組む市民の割合を2026年度(令和8年度)までに80%にすることを目標とします。

# 第4章 推進施策

#### 1 基本方針

#### (1)未利用食品等の有効活用

フードバンク活動を支援するなど可能な限り食品を廃棄することなく、有効に活用することを推進します。

#### (2)食品関連事業者における食品ロス削減

事業者における食品ロス削減に向けた実践を促すとともに、食品流通業界全体で解決すべき削減の取組みは、消費者、事業者、行政が連携して推進します。

#### (3)教育及び消費者等への普及啓発

保育所や学校での教科等や市民向け出前講座等を通じた食品ロス削減の理解促進を図ると ともに、食育事業と連携し食品を無駄にしない市民意識の更なる醸成や定着を図ります。

効率的かつ効果的な食品ロス削減に資する情報を提供し、家庭における食品ロスへの取り組みへの意識啓発を推進します。

#### (4)実態調査並びに情報の収集

食品ロス発生量推計や発生要因等を分析し、食品ロスの効果的な削減方法等を検討します。

#### (5)食品廃棄物の資源循環の推進

食品ロス削減の対策を実施した上でも生じる食品廃棄物については、適正な再生利用に取り組むことを推進します。

#### 2 基本方針に基づく施策の概要

#### (1)未利用食品等の有効活用

●市内全域で、食品小売店と子ども食堂や福祉施設が連携した地域循環型フードバンク活動を 支援するとともに、10 月の食品ロス削減月間にあわせてフードバンク活動団体と連携しフード ドライブを実施します。

#### (2)食品関連事業者における食品ロス削減

●全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加による他自治体との連携や、おいしい食べきり運動推進店登録制度を推進します。

#### (3)教育及び消費者等への普及啓発

- ●食品ロス削減月間(10月)、食品ロス削減の日(10月30日)に、食品ロスの削減に対する市民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組みを実施します。
- ●「3010(サンマルイチマル)運動」や「宴会 5 箇条」を推進します。
- ●「てまえどり」の普及啓発を推進します。
- ●「消費期限」と「賞味期限」の違いについて正しい理解を促進します。
- ●学校や保育所、市民向けの出前講座を実施し、3R(スリーアール)や食の循環について食育 事業と連携し食品ロス削減の意識啓発や理解促進を図ります。

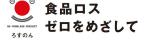
#### (4)実態調査並びに情報の収集

●本計画の改定時に実態調査を実施し、食品ロス量の把握を行います。食品ロスの内容、発生要因等を分析し、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査、研究、検討等を行います。

#### (5)食品廃棄物の資源循環の推進

- ●食品ロス削減の対策を実施した上でも生じる食品廃棄物については、たい肥化による資源循環を推進します。
- \*3010 運動: 乾杯後30分間とお開きの10分前になったら自分の席に戻って食事を楽しみ、宴会時の食品ロスを減らす運動。
- \* <mark>宴会 5 箇条</mark>:①まずは適量注文、②「おいしく食べきろう」の声かけ、③開始 30 分、終了 10 分は席を立たずにしっかり食べる、④食べきれない料理は分け合う、⑤それでも食べきれなかった料理はお店に確認して持ち帰る
- \* てまえどり: 買ってすぐ食べるものは、商品棚の手前にある販売期限の迫った商品を積極的に選ぶこと。
- \* 消費期限: すぎたら食べない方がよい期限。(定められた方法により保存した場合において腐敗、その他の 品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。)
- \* 賞味期限:おいしく食べることができる期限。(定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。)





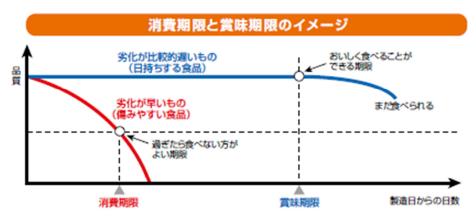
みんなで目指そう、地球にやさしいお買い物。

が 消費者庁 農林水産省 

で 環境省



引用:消費者庁「食品ロス削減について行動する」啓発用パンフレットより



※消費期限や賞味期限は、未開封の状態で、保存方法に表示されている方法で保存した場合の期限ですので、開封後や決められた方法で保存していない場合には、期限が過ぎる前であっても品質が劣化していることがあります。

引用:消費者庁「知っておきたい食品の表示」パンフレットより抜粋

#### 3 重点施策

本市の食品ロスの特徴等から、今後、食品ロス量の削減に大きく寄与すると考えられる施策に力点を置いて取り組むこととします。

#### (1)家庭での取組み促進

本市の食品ロスのうち、53.7%が家庭系、46.3%が事業系であり、全国と比較して、家庭系食品ロスの割合が高くなっています。(国:家庭系 46%、事業系 54%)

このため、「消費期限」と「賞味期限」の違いやフードドライブ・フードバンク活動の普及啓発等、 家庭でできる食品ロス削減の取組みを推進し、家庭系食品ロス量の削減を推進することとします。

#### (2)食品小売業の取組みに対する支援

本市の事業系食品ロスの業種別内訳は、食品小売業の割合が、全国と比較して高くなっています。(本市:35.5%、国:20.0%)

このため、食品小売業における消費者へ呼び掛けやフードバンク活動への取組み支援を実施 し、未利用食品等の利活用を図ることにより、効果的な食品ロスの削減につなげ、食品ロス量を 重点的に削減することとします。

#### (3)外食産業の取組みに対する支援

本市の事業系食品ロスの中でも、外食産業は食品ロス発生量の総計に占める割合が高く、食品ロス率も高くなっています。

このため、飲食店における3010(サンマルイチマル)運動の普及促進や、おいしい食べきり運動推進店の拡大を図ります。

#### (4)フードバンク活動の活性化

本市のフードバンク活動団体は、人的・経済的な基盤がぜい弱であるため、行政等の支援が 必要不可欠です。

このため、市内全域で、食品小売店と子ども食堂や福祉施設が連携した地域循環型フードバンク活動を支援し、家庭や食品小売店等の地域の未利用食品等を地域内で有効活用する仕組みを整え、食品ロス量を重点的に削減することとします。





# 第5章 各主体の役割

食品ロス削減推進法では地方公共団体及び事業者の責務、消費者の役割が明記され、国が 定めた「食品ロス削減推進に関する基本方針」には各主体に求められる役割と行動が明記され ています。このことから、本計画では各主体に求められる役割を以下のとおり設定します。

#### 1 市民(消費者)の役割

#### 【買物の際】

- 事前に家にある食材をチェックし、必要な分を購入し、効率的な買い物を行います。
- ・家庭で直ぐに使う食品は、陳列棚の手前にある商品を優先的に購入することで、食品小売店における食品廃棄の削減につなげます。(てまえどりの取組み)
- ・欠品を許容する意識を持ち、余剰商品の削減取組を理解します。
- ・商慣習の見直し(3分の1ルールの緩和)など、食品ロス削減に資する食品関連事業者の取組みを理解します。

#### 【食品の保存の際】

- ・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、賞味期限と消費期限の違いについて理解し、個別に判断します。
- 備蓄品はローリングストック法を実践します。

#### 【調理の際】

- ・家庭でできるリデュース活動「3 切運動」を実行し、もったいないという意識と食に対する感謝の気持ちを醸成します。
- \*3分の1ルール:賞味期間の3分の1以内に、小売店に納品しなければならないという商慣習。このルールは、食べられる食品を廃棄してしまう食品ロスを生み出す原因の一つといわれている。
- \*消費期限:すぎたら食べない方がよい期限。
- \* 賞味期限: おいしく食べることができる期限。(劣化が遅い食品のため、期限を越えても品質が保持されていることがある。)
- \*ローリングストック法: 普段の生活で使う食料や日用品をもしもの場合に備えて多めに買っておき、ストックされたもののうち古いものから順に日々の生活の中で使い、その使った分を買い足すことで、常に新しいものが保存(備蓄)されていく保存方法。
- \*3 切運動:①食材の使いきり②作った料理の食べきり③生ごみの水きりの3つの「きり」を合言葉に、生ごみの減量に取り組む運動。家庭から排出される生ごみの減量および生ごみに含まれる水分による焼却施設での環境負荷を減らすための取組み。

#### 【外食の際】

- 食べきれる量を注文し、提供された料理を食べきるようにします。
- バイキング形式では、食べきれる量だけを取り分けます。
- ・宴会時には、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりを呼び掛ける「3010運動」や「宴会 5 箇条」を実践します。
- ・外食時の食べ残しは、お店との相互理解のもと自己責任で持ち帰りを実践します。(「mottECO (もってこ)」の実施)

「持ち帰り」は、食中毒のリスクを理解し、料理を衛生的に扱うこと、怪しいと思ったら捨てること、 おいしい料理を提供してくれるお店を大切にする気持ちのもと行います。

#### 【日常の生活の中で】

- ・家庭等での食品ロスの主要因である「食べ残し」、「過剰除去」、「直接廃棄」を削減するため、 自らができることを一人一人が考え、食卓に上げる料理は食べきれる量とし、食材の食べられる 部分はできる限り無駄にしないなど、日常の消費行動を意識して変革します。
- ・家庭での余剰食品は、フードバンク活動団体等に提供することで、生活困窮者など食品を必要とする方や福祉施設において有効活用します。

#### 2 事業者の役割

#### (1)農林漁業者

- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進します。
- ・フードバンク活動とその役割を理解し、未利用食品の提供に努めます。

#### (2)食品関連事業者

#### ①食品製造業者

- 製造方法の見直し等により、原材料を無駄なく利用します。
- 製造時に生じる食品の端材や型崩れ品等を有効活用します。
- 消費実態に合わせた容量の適正化に取り組みます。
- 製造工程及び出荷工程における適正管理や鮮度保持に取り組みます。
- ・賞味期限の延長を図るため、製造方法の見直しや容器包装の改善に取り組みます。
- 賞味期限の年月表示化に取り組みます。
- ・食品ロス削減に向けた新たな技術の導入や環境整備に取り組みます。
- 販売状況の推移など需要予測向上により、余剰在庫の削減を図ります。
- ・食品ロス削減の取組みについて、消費者に対し、商品パッケージやHPなどを通じて、幅広く情報提供します。
- \*mottECO(もってこ):環境省・消費者庁・農林水産省・ドギーバッグ普及委員会主催の New ドギーバッグアイ デアコンテストで大賞を受賞した、飲食店における食べ残しを持ち帰る行為の新しい名称。「mottECO(もって こ)」には、「もっとエコ」「持って帰ろう」というメッセージが込められている。

・未利用食品等を有効活用するフードバンク活動を理解するとともに、余剰食品や災害備蓄食品などをフードバンク活動団体等に提供します。

#### ②食品卸売業者

- 食品流通時の商品破損等の防止に取り組みます。
- ・食品流通段階における厳しい納期期限(3分の1ルール)の緩和に努めます。
- ・販売状況の推移など需要予測向上により余剰在庫の削減や適正発注の推進を図ります。
- ・食品ロス削減に向けた新たな技術の導入や環境整備に取り組みます。
- ・未利用食品等を有効活用するフードバンク活動を理解するとともに、余剰食品や災害備蓄食品などをフードバンク活動団体等に提供します。

#### ③食品小売業者

- ・小分け販売や少量販売など消費者が購入量を調節選択可能な販売を工夫するとともに、売り切り値引きポイント付与などに取り組みます。
- ・値引き販売や見切り販売コーナー設置など販売期限が近い商品購入を店内アナウンス等により消費者に呼び掛けることで、売れ残り削減に取り組みます。
- ・食品流通段階における厳しい納期期限(3分の1ルール)などの商慣習の緩和に努めます。
- ・天候や日取り(曜日)、販売状況の推移など需要予測の向上により余剰在庫の削減や適正発注の推進を図ります。
- 季節商品については、予約制とする等、需要に応じた販売を工夫します。
- ・食品小売業者(フランチャイズ店)における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努めます。
- ・食品ロス削減における取組みについて、消費者に対し、陳列棚の手前にある期限切れ間近の 商品から優先的に購入することを促す店内陳列やHPなどを通じて、幅広く情報提供します。
- ・食品ロス削減に向けた新たな技術の導入や環境整備に取り組みます。
- ・やむを得ず店舗で発生する余剰食品は、生活困窮者など食品を必要とする方や福祉施設において有効活用するため、フードバンク活動団体等に提供します。
- ・店舗内において、家庭等での余剰食品を持ち寄るフードドライブの実施に協力します。

#### 4)外食事業者

- ・食材の最適な在庫管理や調理ロス削減に取り組みます。
- ・天候や日取り(曜日)、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等を行います。
- ・原材料の有効活用を図るため、注文時や予約時において、来店者のニーズ(食べきれる量を選択できる仕組み)を踏まえ、少量小分けメニューや要望に応じた量の調整などの調理配膳方法を工夫します。
- ・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による料理の持ち帰りをできることとし、その旨情報提供を行います。(「mottECO(もってこ)」の実施)
- ・宴会等の最初の30分とお開き前の10分に食事を楽しむ「3010(サンマルイチマル)運動」に協力し、来店者への呼び掛けなどを通じた食べ残し削減に取り組みます。

- ・食品ロス削減に向けた新たな技術の導入や環境整備に取り組みます。
- ・やむを得ず店舗で発生する余剰食品は、生活困窮者など食品を必要とする方や福祉施設において有効活用するため、フードバンク活動団体等に提供します。
- ・市が実施する「おいしい食べきり推進店登録制度」に参加するなど、県や市町が実施する食品 ロスの削減に関する施策に協力します。
- (3)その他事業者(農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。)
- 食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行います。
- ・災害時用備蓄食料の有効活用に努めます。

#### 3 フードバンク活動団体、関係団体(福祉関係団体等)の役割

- ・行政や食品関連事業者等と幅広く連携し、食品ロス削減を図るため、消費者及び事業者への 普及啓発に取り組みます。
- ・消費者及び食品関連事業者等から無償提供された未利用食品等を、速やかに食品を必要とする方や福祉施設等に提供します。
- ・食品ロス削減につながるセミナー開催やフードバンク活動への協力を訴求する情報発信を積極的に展開します。
- ・行政や事業者の食品ロス削減に向けた取組みに協力します。
- ・未利用食品等の食品提供に協力する食品関連事業者等の開拓に取り組みます。

#### 4 市の役割

- 教育及び消費者等への普及啓発を推進します。
- ・食品ロスの実態調査及び調査・分析を実施します。
- フードドライブ、フードバンク活動を支援します。
- ・消費者、事業者、県及びフードバンク活動団体等と連携した食品ロス削減に幅広く取り組みます。
- 災害時用備蓄食料の有効活用に努めます。
- ・主催するイベント等での食品ロスの削減を推進します。

# 第6章 計画の推進

#### 1 関連する施策との連携

食品ロスの削減の推進については、循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)、 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 106 号)、食育推進基本計画(第 3 次、平成 28 年食育推進会議決定)、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成 13 年環境省告示第 34 号)など多岐にわたる施策に位置付けられています。

このため、これらの政策や法令等に基づく計画を踏まえ、市関係部局や団体等との緊密な連携を図りながら、より効果的な食品ロスの削減を推進します。

#### 2 推進体制の整備

事業者、消費者、関係団体及び行政等の多様な主体が適切な役割分担のもと、連携・協力し食品ロスの削減に向けた取り組みを推進します。食品ロスの削減については、多岐にわたる施策に位置付けられているため関係部局と緊密に連携し、関連施策との連携を推進するとともに、市民一丸となって取り組む運動を展開し、削減に向けた取組みを検討します。

#### 3 計画の進行管理

本計画の進捗状況について、食品ロスや食品廃棄物の排出量及び処理状況を把握するとともに、施策の取組み状況を定期的に点検・評価し、PDCAサイクル(①策定(Plan)、②実行(Do)、③点検評価(Check)、④見直し(Action))により、必要な改善策や新たな施策の展開につなげていくものとします。

これら事業の見直しのほか、計画を改定する際には、食品ロスの発生量の実態調査を実施し、 目標の達成状況を確認するとともに、食品ロス削減推進法施行後おおむね5年を目途に検討される基本方針の見直しを踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを検討します。

#### 4 成果指標

食品ロスの削減の推進に関する取組みや政策の実施状況を具体的に把握し、「見える化」を図るため、次の成果指標を設定します。

成果指標		基準年(2020年)	計画終了時(2026年)
食品ロス発生量(家庭系、事業系)		2,443t	2,150t
	家庭系食品ロス発生量	1,312t	1,155t
	事業系食品ロス発生量	1,131t	995t
市の災害備蓄食料の活用率		100%	継続
食品ロス削減に取組む市民の割合 ※		57.1%	80%
生ごみ処理機等購入補助金申請者数		31 人	継続

※基準年:2021年(2021年に実施したアンケート結果による)